

徳之島行動計画 進捗状況等

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
1) 保護制度の適切な運用									
1 奄美群島の国立公園指定・管理	環境省				●	●	●	徳之島のうち, 世界遺産の価値の核心を成す地域を中心に国立公園に指定する。指定後は適切に管理する。	【環境省】 ・平成29年3月7日に国立公園に指定。 ・自然公園法の運用による管理の実施。
2 奄美群島森林生態系保護地域の管理	林野庁				●	●		奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	【林野庁】 ・平成25年4月1日に設定 (保存地区:2, 252.44ha, 保全利用地区:2, 567.27ha 計:4, 819.71ha)。
3 鳥獣保護区の管理等	鹿児島県				●	●	●	県指定鳥獣保護区を適切に管理する。	【鹿児島県】 ・鳥獣保護区の管理・更新 (母間)。 ・鳥獣保護管理員 (3名) によるパトロールの実施。
2) 希少種の保護・増殖									
1 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動物種の保護等	環境省				●	●	●	絶滅のおそれのある野生動物種を種の保存法に基づく国内希少野生動物種として指定し, 国内希少野生動物種の保護等を図る。	【環境省】 ・現在9種を指定。 ・法の運用による保護等の実施
2 希少野生動物保護条例の運用	鹿児島県各町				●	●	●	県及び町が制定している希少野生動物保護条例を適切に運用し, 徳之島の生物多様性を保全する。	【鹿児島県】 ・鹿児島県希少野生動物の保護に関する条例の運用による希少種保護の推進。 【徳之島3町】 ・徳之島3町の希少野生動物の保護に関する条例制定(平成24年9月1日:植物26種)。希少野生動物保護条例指定種に昆虫5種追加指定(平成26年1月24日)。 ・徳之島3町の条例指定希少野生動物の周知を図るリーフレット「徳之島希少昆虫・野生植物Red List31+」の作成及び配布(平成26年3月~)。 ・徳之島3町で指定希少動植物捕獲採取禁止看板を設置(平成26年4月)。指定希少動植物捕獲採取禁止ポスターの製作及び掲示(平成26年4月~) ※上記3町共通の取組主体:徳之島地区自然保護協議会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組、検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
3 保護増殖事業の継続実施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	<p>保護増殖事業の対象種（アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ）について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。</p>	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護増殖事業10ヶ年実施計画に基づくモニタリング等の継続実施。アマミノクロウサギとアマミヤマシギの個体数の再推定作業中。 <p>【徳之島町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との合同調査の実施。 <p>【天城町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 天城町自然保護専門員及び徳之島地区自然保護協会推進員による情報収集。 <p>【伊仙町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳之島地区自然保護推進員によるパトロールの実施。 <p>【徳之島虹の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省が開催する会議への参画。
4 保護増殖事業の対象外の希少種（ケナガネズミ、トクノシマトゲネズミ等）の保護増殖の取組	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	<p>保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。</p>	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間ルートセンサス（月3回）による目撃頻度及び分布状況の調査、ノネコ捕獲業務による天敵の防除、交通事故防止キャンペーンの展開等。 <p>【天城町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 天城町自然保護専門員及び徳之島地区自然保護協会推進員による情報収集。 <p>【伊仙町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳之島地区自然保護推進員によるパトロールの実施。 <p>【徳之島虹の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省の調査への協力。

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
5 希少野生動物の交通事故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	<p>希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知, 標識の設置, チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により, 交通事故をなくす。</p>	<p>【環境省】 ・交通事故の防止のため関係行政機関で交通事故が多発している場所に標識や減速帯を設置するほか, 関係行政機関, 民間団体等で普及啓発のためのキャンペーンやチラシの配布の実施。</p> <p>【林野庁】 ・剥岳林道における車両の進入規制(平成28年12月1日施錠)の実施。</p> <p>【鹿児島県, 徳之島3町】 ・アマミノクロウサギ事故防止キャンペーンの実施。</p> <p>【徳之島町】 ・林道山クビリ線への減速帯設置。 ・町広報紙での地元住民への輪禍情報の提供。</p> <p>【徳之島虹の会】 ・小中学校より標語を募集し, クロウサギやケナガネズミの道路の多目撃地点に手作りの看板を設置。</p>
6 アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護	環境省 鹿児島県 各町				●	●	●	<p>アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また, 野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は, 可能な限り死因を特定し, 今後の対策に資する。</p>	<p>【環境省】 ・動物病院等関係機関と連携しながら傷病個体を救護し, 治療中の個体や野生復帰困難個体からデータを収集している。死体については, 死因を調べ記録を蓄積している。また, 死体は, 研究や環境教育に活用している。</p> <p>【徳之島3町】 ・傷病個体・死亡個体発見時の環境省徳之島自然保護官事務所への連絡。</p> <p>【徳之島虹の会】 ・交通事故にあったクロウサギを救護し, 救護資金ねん出のための募金活動を行い, 担当獣医へ寄付している。</p>

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組、検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
7 密猟・盗採防止のためのパトロール	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	<p>行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発を行う。</p>	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察や関係機関と連携し、監視体制や普及啓発の強化を図っている。普及啓発看板の設置や密猟・盗採防止キャンペーンの実施を検討中。 <p>【林野庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日頃からの森林官等の巡視事業により、密猟・盗採の未然防止に努めているとともに、剥岳林道においては、車両の進入規制（平成28年12月1日施錠）を図っている。 <p>【鹿児島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県希少野生動植物保護推進員（6名）を設置、普及啓発用パンフレット作成。 関係機関・団体の希少野生生物保護対策協議会への参画。 <p>【徳之島3町、徳之島虹の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳之島地区自然保護協議会（各町・地元関係団体にて構成）による盗掘・盗採防止パトロールの実施。
3) 外来種による影響の排除・低減									
1 侵略的外来種への対策の強化	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	<p>既に定着している侵略的外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。徳之島に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。</p>	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係行政機関・民間団体、個人が連携して情報収集を行っているほか、地元の小中学校等とも協力しながら外来植物の駆除活動を行っている。情報が不足している箇所においては、必要に応じて現地調査等を実施することとし、リスト掲載種の有無等に関して情報ソースと合わせデータベース化。GISで情報整理し、共有する。 <p>【鹿児島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県侵略的外来種リストを改正、また、普及啓発ポスターを作成し、情報の周知を図った。 <p>【徳之島3町、徳之島虹の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳之島地区自然保護協議会による外来種の侵入状況把握、駆除作業の実施。地方創生推進交付金を活用した外来植物の駆除作業の実施。 アメリカハマグルマの抜き取りイベントを開催。 ウォーターレタス（ボタンウキクサ）を栽培している住民に、自然保護協議会と連携して指導を行っている。

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
2 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	<p>地域において、行政と民間が連携して、幅広い情報共有及び合意形成を行い、希少種生息域（森林内）のネコについて、捕獲、一時収容、譲渡等に関する一連の体制を整備し、排除を行う。</p>	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 希少種の生息域におけるノネコの捕獲を進めるとともに、一般住民向けの講演及び普及啓発を行っている。 <p>【鹿児島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ノネコ対策検討会の実施。 <p>【徳之島3町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設をノネコ収容施設（ニャンダーランド）として整備。H26.12月より希少種生息域のネコの一時収容、飼育馴化、譲渡を実施。 <p>※上記3町共通の取組主体：徳之島3町ネコ対策協議会 ※ノネコの捕獲は環境省が実施（地元関係団体も協力）。</p>
	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	<p>飼い猫の遺棄・逸出の防止、不妊措置、所有者明示等の適正飼養や、飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。</p>	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係行政機関・民間団体等が連携して、ノラネコTNR活動や適正飼養の呼びかけ、マイクロチップの装着支援等を行っている。 <p>【鹿児島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼い猫適正飼養条例改正（適正飼養に係る規制強化）。 ペット適正飼養キャンペーンの実施（9月）。 適正飼養に関する広報活動、動物病院や譲渡登録団体関係者等を通じたリーフレット、ポスター等による啓発。 <p>【徳之島3町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例制定（平成26年4月）。飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例罰則規定等強化（平成29年6月）。 <p>【徳之島虹の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民への口コミ普及啓発活動の実施。
4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和									
1 生物多様性鹿児島県戦略の運用	鹿児島県 各町				●	●	●	<p>鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。</p>	<p>【鹿児島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性鹿児島県戦略を推進するため、関連事業の進捗管理を実施。 <p>【徳之島3町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県と連携した施策の推進。

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
2 遺産地域に近接する農地等の生物多様性保全機能の強化	環境省 林野庁 鹿児島県 各町						●	<p>遺産地域に近接する農地の周辺の緩衝機能強化のため、以下のことについて検討するとともに、必要な対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模な森林、河川等を結ぶ緑のネットワークの形成 ○アマミノクロウサギ等の希少種の生息と農業の両立のための支援策 ○北部の森林と南部の森林との連続性確保のための生態回廊の形成 	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度に奄美地域の森林生態系管理手法に関する調査を実施。これらのデータを元に、北部南部の生態系回廊の形成について関係行政機関にて検討を行うことが必要。 <p>【鹿児島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県において、平成28年度にアマミノクロウサギの農業被害の状況についてのアンケート調査を実施。 <p>【天城町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携したアマミノクロウサギによる食害状況に関する被害農家等ヒアリング、農家アンケートの実施。
3 生物多様性に配慮した森林施業の実施	鹿児島県 各町						●	<p>遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。</p>	<p>【鹿児島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に市町村有林管理計画の案を提示。 <p>【徳之島3町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町有林における統一的な森林管理手法の検討。
4 環境に配慮した公共事業の実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各町				●	●	●	<p>世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないように、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。</p>	<p>【鹿児島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に県の事業において試行を行い、環境配慮指針を作成。今後、指針の運用を行う。 ・林道山くびり線等において、試行的に「環境配慮指針」のチェックシートにより現地確認を行うとともに、有識者の助言を受けながら工事を行った(平成28年度)。 <p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境配慮指針(仮称)」の作成、運用に協力を行うとともに、許認可指導等の現場で活用を図る。 <p>【林野庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奄美群島森林生態系保護地域保全計画や奄美大島国有林の地域別の森林計画等に基づき、適切に保全管理を実施している。 <p>【徳之島虹の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事予定地の植物調査、移植作業等に協力している。

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組、検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
5) 適正利用とエコツーリズム									
1 持続的観光マスタープランの策定	鹿児島県				●	●	●	<p>世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマス観光とエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。</p>	<p>【鹿児島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月に「奄美群島持続的観光マスタープラン」を策定し、保護上重要な地域における利用調整の具体的手法の検討や世界自然遺産奄美トレイルのルート選定を進めている。
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●		<p>世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い利用を目指す。</p>	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、ナイトウォッチングの増加に伴う影響低減への対策について検討が必要。 <p>【林野庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 剥岳林道において、希少野生動植物の保護のため車両の進入規制（平成28年12月1日施錠）を図っている。 <p>【徳之島町、天城町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアの利用規制の検討。 <p>【徳之島虹の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者分散対策としてコアエリア以外でのエコツアーを役場に提案している。
3 環境負荷の低減に資する施設の整備等	環境省 鹿児島県 各町				●	●	●	<p>遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに、必要な整備等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多人数利用を吸収する拠点施設 ○森林地域の魅力を引き出す施設 ○トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設 	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直轄整備に係る基本計画を検討予定。 <p>【徳之島町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境負荷軽減施設の整備の検討。 <p>【天城町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光拠点連携整備事業により、ムシロ瀬観光地において景観に配慮した展望台や看板整備を実施（H28年度）。

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組、検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
4 奄美世界自然遺産トレイル(仮称)の整備	鹿児島県各町				●	●	●	<p>歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在型観光にもつながるトレイルを整備する。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。</p>	<p>【鹿児島県、徳之島3町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 奄美群島の全市町村を巡る「世界自然遺産奄美トレイル」のルート選定を平成28年度から開始。徳之島では伊仙町を選定し、平成29年度開通予定。その他の地域においても、順次選定予定。
5 エコツアーリズムの推進	環境省 鹿児島県各町 地元関係団体				●	●	●	<p>世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。</p>	<p>【奄美広域事務組合、徳之島3町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月に奄美群島エコツアーリズム推進協議会を設立し、平成27年度には「奄美群島エコツアーリズム推進全体構想」を策定。平成29年2月に国の認定を受けた。また、同年1月には「奄美群島エコツアーガイド認定制度」を創設。※奄美群島共通。 <p>【徳之島虹の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立公園専門ガイド養成のための助成事業申請中。ツアーコース選定作業中。
6 ガイドの育成	鹿児島県各町 地元関係団体				●	●	●	<p>質の高いガイド(観光案内ガイド、エコツアーガイド、里エコガイド等)を育成し、徳之島の観光を充実させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。</p>	<p>【鹿児島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の「奄美・琉球」観光交流連携事業を活用して、沖縄県と連携し、ガイド同士の交流を行い、より質の高いガイド活動を目指した交流を実施している。 <p>【奄美群島広域事務組合、徳之島3町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 奄美群島エコツアーガイド初期段階育成研修事業の実施(H26、H27の2カ年1セット終了。現在、H28、H29の2カ年1セットの2年目を実施中)。 認定ガイド制度の運用及び認定ガイドの活用検討(認定講習の実施。第1回目の講習は終了し、7月頃第1期生の認定ガイドが誕生予定。第2回目は11月頃に予定)。 徳之島エコツアーガイド連絡協議会の運営(ガイド登録制・群島共通自主ルールの順守等)。環境省アドバイザー派遣事業の活用。 <p>【徳之島虹の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立公園専門ガイド養成のための助成事業申請中。ツアーコース選定作業中。

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
6) 地域社会の参加・協議による保全管理									
1 生物多様性に配慮した森林施業の実施【再掲】	鹿児島県各町						●	<p>遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。</p>	<p>【鹿児島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に市町村有林管理計画の案を提示。 <p>【徳之島3町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町有林における統一的な森林管理手法の検討。
2 環境に配慮した公共事業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県各町				●	●	●	<p>世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針（仮称）」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。</p>	<p>【鹿児島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に県の事業において試行を行い、環境配慮指針を作成。今後、指針の運用を行う。 林道山クビリ線等において、試行的に「環境配慮指針」のチェックシートにより現地確認を行うとともに、有識者の助言を受けながら工事を行った（平成28年度）。 <p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境配慮指針（仮称）」の作成、運用に協力を行うとともに、許認可指導等の現場で活用を図る。 <p>【林野庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 奄美群島森林生態系保護地域保全計画や奄美大島国有林の地域別の森林計画等に基づき、適切に保全管理を実施している。 <p>【徳之島虹の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳之島虹の会においては、公共工事予定地の植物調査、移植作業等に協力している。

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組、検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
3 域外住民、観光客等への情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体					●	●	<p>様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界遺産としての価値、利用上のルールなどの情報を全国に発信し、奄美群島への理解を深めてもらう。</p> <p>【環境省】 ・島内のグループ企業と連携し、パンフレットを島内・島外のホテルや空港等に、積極的な情報発信を行っている。</p> <p>【鹿児島県】 ・県観光サイトに世界自然遺産に関するコンテンツを掲載し、魅力発信及び保護の重要性等を発信する。 ・県広報誌・県政広報番組等を活用した情報発信、普及啓発用のパンフレットの作成・配布による周知等の実施。</p> <p>【徳之島3町】 ・講演会の開催、観光客向けパンフレット等の配布。 ・関係機関と連携した自然観察会や講演会等のイベント実施。 ・広報誌やHP等による周知。徳之島観光連盟や奄美群島観光物産協会との連携。</p> <p>【徳之島虹の会】 ・ホームページにて発信中。年4回会報誌の発行。</p>	
4 ゴミの不法投棄防止活動等の実施	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体					●	●	<p>ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施により、世界自然遺産の島である徳之島の環境美化を図る。</p> <p>【環境省】 ・徳之島虹の会と協同し、8月下旬に全島一斉ゴミ拾い・外来生物防除活動を行う予定。</p> <p>【鹿児島県】 ・毎年8月10日の「道の日」の道路美化活動にあわせて、住民参加型の地域清掃活動「世界自然遺産「道の日」奄美群島クリーンアップ大作戦」を実施。 ・不法投棄防止パトロールの実施、11月の不法投棄防止強化月間における通常立入の強化。</p> <p>【徳之島3町】 ・第3日曜日、各集落におけるクリーン作戦を実施。NPO法人や徳之島地区自然保護協議会を中心とした清掃イベントの開催。不法投棄の回収、パトロールの実施及び看板の設置。</p> <p>【徳之島虹の会】 ・ボランティア清掃イベントの企画を実施している。また会員による日常的な清掃活動を実施。</p>	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組、検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
5 普及啓発等を通じた住民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●		<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、小中高生、地域団体、行政機関等を対象として、説明会、勉強会、講演等を積極的に実施することにより、普及啓発を図っている。 <p>【鹿児島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に、県と徳之島虹の会との共生・協働推進事業により、講演会やシンポジウム、児童・生徒の学習会、国立公園指定記念イベントの開催などを行った。 <p>【天城町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省徳之島自然保護官事務所と連携した住民向けの説明会の実施。専門家を招いた勉強会等の開催。各種ポスター、パンフレットの配布や広報誌等での普及啓発。 <p>【徳之島町、伊仙町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やHP等による普及啓発。各種ポスター、パンフレット、ステッカーの配布。 <p>【徳之島虹の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前授業や各種勉強会の講師派遣、講演会やシンポジウムの開催。 	
6 奄美群島の自然と共生してきた文化の継承	鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●		<p>【天城町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やHP等による普及啓発。 <p>【伊仙町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と自然のかかわりについては、随時普及啓発活動を実施している。看板設置、パンフレット作成、公民館講座、シンポジウムの開催など。 <p>【徳之島虹の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔の暮らしの中の植物の利活用について、大学の聞き取り調査に協力。 	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	事業の進捗状況 (実施済の取組, 検討中の内容等)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域		
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●		子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校を対象として、出前授業等を積極的に実施することにより、普及啓発を図っている。 <p>【鹿児島県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発用パンフレット「世界自然遺産と奄美」を奄美群島内の小5～高3までの全児童・生徒に配布。 ・平成28年度に、県と徳之島虹の会との共生・協働推進事業により、環境学習の取組等を促進。 ・毎年、小中学校において、植物観察等の森林学習や木工体験学習を実施（H28実績：1校）。 <p>【徳之島町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季・秋季に島の魅力ある自然を活かした子供向け自然体験イベントを開催。 <p>【天城町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町自然保護専門員による島内の学校等での出前授業や自然観察会の実施。 <p>【伊仙町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育課が毎月第3土曜日に行っている『いせん親子チャレンジ教室』のプログラムの中に「植物観察会」など伊仙町の自然などについて、親子で学ぶ機会を提供している。 <p>【徳之島虹の会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前授業講師派遣、自然体験、夏休みの自由研究開催。
7) 適切なモニタリングと情報の活用									
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 鹿児島県 各町				●	●	●	各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	<p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺産推薦地にかかる情報を1つのHPに集約した上で、その情報をより広く発信するため、平成28年度に遺産推薦地HP（案）を作成した。今年度にHPに掲載する情報整理等を実施の上、公開予定。 ・今年度、包括的管理計画における順応的管理の実施にむけたモニタリング計画（案）の検討・作成を行う。 <p>【林野庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度保護林モニタリング調査を実施し、林野庁のホームページに公表している。